

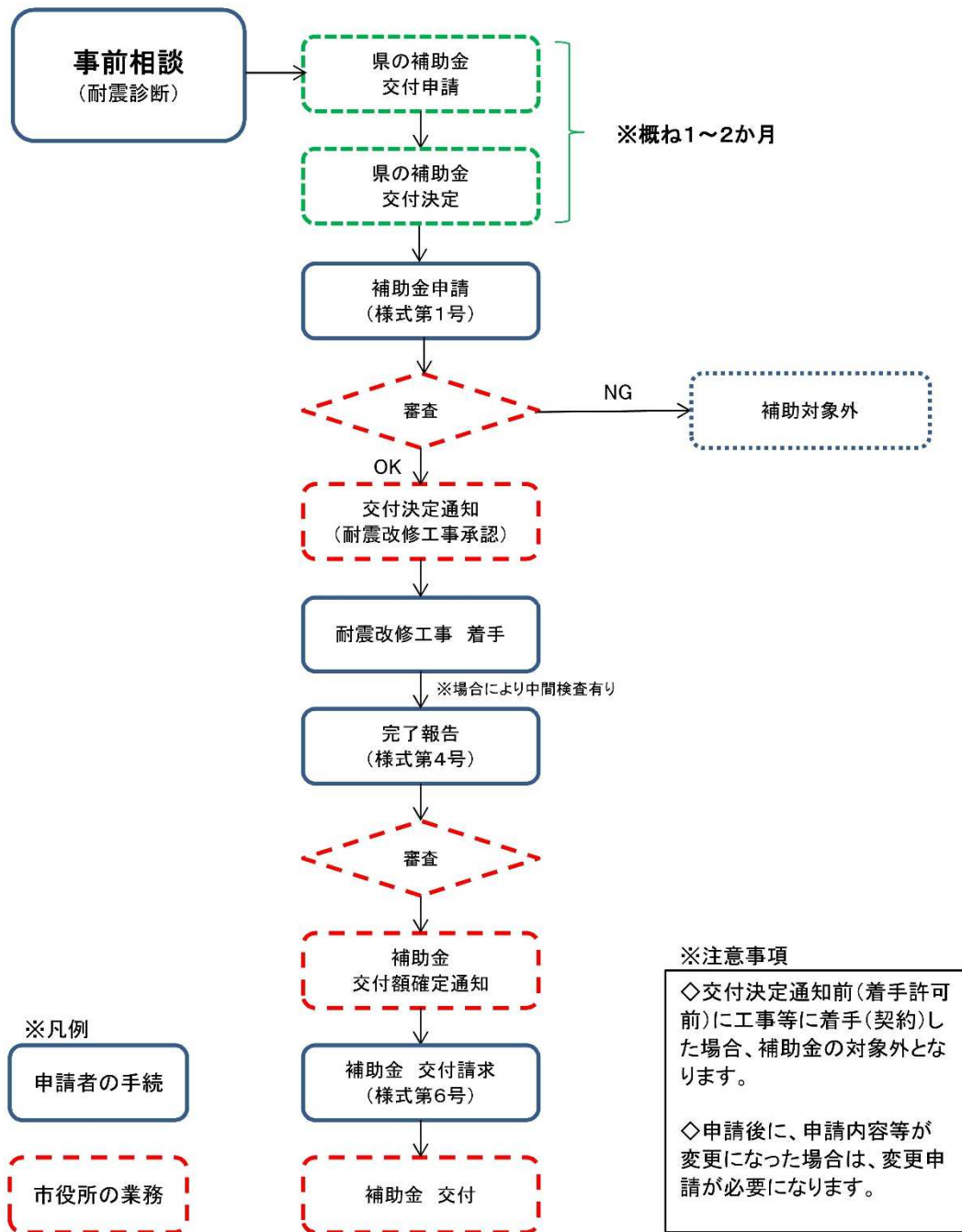
木造住宅耐震改修支援事業 Q & A

《申込手続き関連》

Q 1. 申し込みの流れを教えてください。

A 1. 下記をご確認ください

◎スタート◎



Q 2. 申し込み時に必要な添付書類等は。

- A 2. ・付近見取り図
・現況平面図 及び改修工事後の平面図、基礎伏図
・耐震診断書の写し
・実施設計時の耐震計算書
・現況写真
・改修詳細図（耐震改修方法等が確認できるもの）
・耐震改修工事の見積書
・完納証明書（市税の未納が無いことを証明する書類）
・その他市長が必要と認める書類
・印鑑（シャチハタ以外のもの）

Q 3. 申込書はどこでもらえますか。

- A 3. 市役所住宅管理課です。市のホームページからもダウンロードできます。

Q 4. 申し込み場所はどこですか。郵送での申し込みはできますか。

- A 4. 市役所住宅管理課です。申し込み時に聞き取りするため、郵送での申し込みはできません。

Q 5. 予算が無くなれば受付終了とありますが。

- A 5. 予算の範囲内で申し込みを受付します。受付は、必要書類が全て揃った申し込みを受付したとみなします。事前に相談や申し込みがあっても、書類に不備がある場合は受付したとはみなしません。

Q 6. 代理申込はできますか。

- A 6. 所有者の同意が必要になることや、申込時に個人情報が含まれる書類があるため、委任状を添付することにより可能です。

Q 7. 建物所有者が親名義等の建物は対象になりますか。

- A 7. 建物所有者と申込者の関係が証明できる書類を添付し、2親等以内が確認できれば対象です。

Q 8. 建物所有者が死亡し、相続登記がまだされていない建物は対象になりますか。

- A 8. 建物所有者と申込者の関係が証明できる書類、固定資産税の納税義務者等がわかる書類を添付していただき、建物の所有者と確認できれば対象とします。なお、他の相続人の承諾が必要となる場合もあります。

Q 9. 現在は対象建物に居住していません。耐震改修工事後に居住する予定ですが、対象になりますか。

A 9. 申込時に建物を所有していることを確認するため、登記簿等の写しを添付してください。

Q10. 耐震改修工事を既に行った、若しくは、現在耐震改修工事中の場合は対象になりますか。

A10. 対象外です。交付決定通知を受領した後に行う改修工事が対象です。

Q11. 交付申請決定を受領した後に、工事を取止めしたい場合はどうすればよいですか。

A11. 事業中止（廃止）届（様式第3号）を提出してください。

Q12. 建築確認済証（検査済証）を紛失しました。

A12. 建築確認を受けている場合は、岩手県の合同庁舎にある大船渡土木センターの建築指導課に相談してください。

沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター 建築指導課

TEL : 0192-27-9919

Q13. 戸建ての貸家は対象になりますか。

A13. 戸建ての貸家でも要件等に合致すれば対象になりますので、市役所に相談してください。また、複数の戸建て貸家を所有している場合は、原則として、当該年度に1戸のみ対象とします。

Q14. 耐震改修工事の施工者は、いわて木造住宅耐震改修事業者でない場合でも対象になりますか。

A14. いわて木造住宅耐震改修事業者に登録していない事業者が行う工事も対象になります。補助金交付申請書の登録番号の欄は、いわて木造住宅耐震改修事業者に登録されている場合に記入してください。

Q15. 他の補助金と併用は可能ですか。

A15. 併用は可能ですが、同一箇所工事には併用できません。

例えば、各補助事業ごとに明確に区別できる場合は、その対象工事ごとに申請は可能です。